

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会

電波監視作業班（第2回） 議事概要

1 日時

令和7年6月27日（金）10:00～11:50

2 場所

WEB 会議での開催

3 議題

- （1）不法無線局や混信の未然防止の取組について
- （2）関係団体からのヒアリング
- （3）その他

4 出席者（順不同、敬称略）

【構成員】 菊間主任（名古屋工業大学）、田久主任代理（信州大学）、加藤構成員（一般財団法人電波技術協会）、佐野構成員（一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター）、鈴木構成員（一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会）、永井構成員（光和総合法律事務所）、橋本構成員（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）、山本構成員（国立研究開発法人情報通信研究機構）

【パネリスト】 早坂氏（楽天グループ株式会社）、金子氏（一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会）

5 配布資料

資料監視作 2-1 電波監視作業班（第1回）での主な意見

資料監視作 2-2 電波監視業務の概要と現状

資料監視作 2-3 無線設備試買テストの実施及び基準不適合無線設備について

資料監視作 2-4 電波法の基準に適合しない無線機器（不適合無線機器）への対策

資料監視作 2-5 電波法の基準に適合しない無線機器への対策について

資料監視作 2-6 インターネットショッピングモール運営事業者の取組一例

参考資料監視作 2-1 電波監視作業班（第1回）議事概要

参考資料監視作 2-2 技術基準不適合無線機器の流通抑止のためのガイドライン

6 議事概要

(1) 不法無線局や混信の未然防止の取組について

事務局より、資料監視作 2-1 及び 2-2 に基づき説明が行われた。質疑は以下のとおり。なお、本議事概要においては、技術基準適合証明等を「技適」、技適を取得した無線設備を「技適設備」とする。

佐野構成員 : 技適を取得した無線設備に対して試買テストを行うという誤解を招くおそれがあると感じたが、実際には微弱無線の確認が主目的であるという趣旨を理解した。後ほどの説明でも触れるが、市場から購入した無線設備が認証されている技適情報との適合性を測定することには困難が伴う点を指摘したい。

山本構成員 : 技適設備として売られているにもかかわらず、技適の認証情報に合致しない無線設備があることについての説明はよく理解できた。一般ユーザーが購入する PC 等に搭載された無線 LAN モジュールが技適情報に適合しているかを確認するのは非常に困難である。特に、メーカーのホームページや EC サイトでは技適の認証番号の記載が不十分なことが多い。技適の認証番号を明示し、それを総務省のデータベースで照合できる仕組みが必要だと感じた。

田久主任代理 : 資料 2-2 の 17 ページ、課題 2 における FM トランスミッタと小電力データ通信システムについて、FM トランスミッタは微弱無線の基準を超えている一方で、小電力データ通信システムは技適を取得済みであるとあった。両者は技術的に異なるものであり、なぜ一体として課題とされているのかが分かりにくいので、補足をお願いしたい。

事務局 : 外観には技適マークが付されている場合であるものの、FM トランスミッタと小電力データ通信システムの両方の無線設備が一つの筐体に収められている製品が存在する。カーステレオ等で受信できる FM 放送の信号を送信する無線機器は技適制度の対象外である。このため、FM トランスミッタの技適は取得することが制度上不可能であり、微弱無線設備としてしか無線設備を利用できないところである。しかしながら、小電力データ通信システムの技適マークが表示されているため、FM トランスミッタに対しても認証された電波を発射するとユーザーが誤解する可能性がある。微弱無線設備には ELP マーク制度があるものの付されていない場合もある。

田久主任代理 : 周知啓発活動について、EC サイト等では技適未取得の機器を購入し、使用することが違法であることの周知はなされているのか。

事務局：製造業者、輸入業者、販売業者等にはガイドラインに基づく取り扱いを求めている、技適の確認や販売の際の表示を求めている。

田久主任代理：業者等に対しては周知しているとのことだが、一般ユーザーに対しては違法だということの周知は積極的には進めていないのか。

事務局：一般ユーザー向けには資料２－２の１３ページに示したようなリーフレットなどで周知しているが、さらなる啓発活動が望まれる。

田久主任代理：現在は一般ユーザーが直接購入できる環境が整っているため、購入経路に対する注意喚起も必要だと考える。試買テストの結果、技術基準に適合しなかった製品のみが公表されているが、適合した製品は公表されていないという理解でよいのか。

事務局：試買テストでは、技適や認証がなく、微弱無線の基準に適合していない可能性がある機器を対象に購入、測定を実施している。その中には、購入後に技適マークが確認できた製品が含まれる場合もあり、そうした設備は公表を行っていない。よって、公表対象はあくまで「微弱無線設備の基準に合致していないもの」のみとなっている。

田久主任代理：微弱無線設備の基準に適合したものの公表されていれば、一般ユーザーにとって安心して使用するための判断材料になるのではないかと考える。ただし、試買テストはあくまでサンプル調査であり、仮に２つのサンプルが適合していたとしても、それがすべての製品に当てはまるとは限らない。そのため、適合品の公表が誤った安心感を与える可能性もあるのではないかと懸念している。

事務局：概ねその認識で間違いない。試買テストは一部の製品を対象としたものであり、全体の品質保証にはならない。ご認識のとおり、適合品の公表は慎重に扱うべきという立場である。

永井構成員：電波法上では「販売業者」が規制対象とされているが、ガイドライン上で言及されているインターネットショッピングモールの運営者は、法律との関係でどのように扱われるのか。モール運営者には、自ら販売する事業者と、場を提供するのみの事業者がいるが、後者も法律上の販売業者に該当するのか。それとも、法律上は該当しないが、ガイドライン上で協力を求めているのか。

事務局：法律上、モール運営者は販売業者には含まれないと考えている。ただし、資料２－２の１０ページにある懇談会の提言に基づき、ガイドラインでは、消費者との実質的な接点を持つ存在として、自主的な取組みを促す対象としてモール運営者も含めている。

永井構成員：違法な無線機器の流通防止の必要性はある一方で、販売業者への規制強化にあたっては、業者の負担増等も勘案した慎重な判断が必要だと考える。

その前提であるが、現在は努力義務のところ、義務化も検討する余地があるのではないか。例えば、EC モールでは著作権侵害をしている物、違法薬物、武器などのいわゆる禁制品に関するルールが明記されている例があるように、基準に適合しない無線機器の取扱いに対してもいわゆる禁制品と同様に取り扱うように求めることも考えられる。一律の規制ではなく、重要無線通信への妨害などリスクに応じて濃淡をつけた制度設計も検討されるべきであると考ええる。

永井構成員　：外国政府が日本と類似の認証制度を運用しその認証を取得している製品でも、日本の技術基準に適合しないものが多数存在している。一般ユーザーは認証があるならば安全と誤解しがちである。外国の認証マークがあったとしても、日本の技術基準に適合しないケースもあることを周知すべきであるのではないか。例えば海外製品に対しては、規制の強度を変えるなどの制度設計も一案として考えられる。

菊間主任　：販売業者側への対応について、今回の課題に関する議論を受けて、ガイドラインの徹底だけでなく、必要に応じて義務化することも検討すべき。一定の締め付けがなければ、実効性が伴わない可能性があるかと懸念している。消費者側への対応について、自身も消費者として、普段から「この製品は電波法上問題ないか？」という意識が薄いと実感している。現代では、無線機器でなくても電波を発する製品が多く、消費者が確認する習慣やツールの提供が必要である。例えば、ホームページから購入する際に、確認手続きを踏まなければならないといった仕組みがあると良いと考える。

金子氏　：消費者は技適マークの有無を知らずに購入してしまうケースが多い。購入後に技適がないことに気づいても、返品・返金ができないと、違法と知りながら使い続けてしまう可能性がある。販売業者に対して、クーリングオフのような返品・返金制度の義務化をガイドラインに盛り込むべきではないか。これにより、消費者が安心して是正できる環境を整え、違法機器の使用を減らすことができる。流通抑止だけでは不十分であり、流通後に違法性が判明した場合の対応策が必要である。例えば、イヤホン等、安価で購入されやすい製品は、消費者が製品の違法性に気づいた際に、販売業者に返品・返金を求められる仕組みが無いとそのまま利用を続けてしまう。違法機器の使用を抑制できる。販売業者の95%は改善に応じるとのことであるが、残り5%が品名を変えて再販売するようなケースもあるため、制度的な対応を行う必要がある。

（２）関係団体からのヒアリング

佐野構成員より資料監視作 2－3 に、早坂氏より資料監視作 2－5 にそれぞれ基づき説

明が行われた。質疑は以下のとおり。

菊間主任：微弱無線に適合しない商品の公表リストについて、過去には具体的な商品特定するのが困難だったという説明があったが、現在はその点が改善されているのか。

早坂氏：現在は、総務省から具体的な商品情報の提供を受けており、今後も同様の対応が望ましいと考えている。過去は画像のみの情報提供が多く、商品特定が困難だったが、現在はキーワードや商品番号などの情報も提供されるようになり、改善が進んでいる。

菊間主任：まだ改善の余地はあるかもしれないが情報提供は非常に大事である。資料 2－3 の 13 ページで FM トランスミッタに関する対応数が非常に多かったが、その背景に何か構造的な問題があるのか。

佐野構成員：記載の通り、微弱無線の測定対応が多いものは FM トランスミッタである。微弱無線として利用されている機器の種別のほとんどが FM トランスミッタであり、日本国内のメーカーも多く製造している。これらのメーカーは、JAAMA に会員として所属しており、FM トランスミッタを主力製品としている企業も存在している。そのため、市場での占有率が非常に高く、ELP マーク取得製品の中でも FM トランスミッタが圧倒的に多い。

菊間主任：FM トランスミッタは微弱無線の基準を超えるトラブルが多く発生している。ELP マークの取得を促進する必要があるのではないかな。

佐野構成員：ELP 試験を受けてマークを表示することは、一般消費者にとっても製品選択の目安になる。

菊間主任：一般の消費者は ELP マークの存在すら知らない人が多いと感じる。

佐野構成員：カー用品を扱う店舗などでは、ELP マーク付き製品を推奨する表示をしているところもある。

菊間主任：周知啓発活動を引き続き行っていく必要はあると考える。

鈴木構成員より資料監視作 2－4 に基づき、事務局より資料監視作 2－6 に基づき説明が行われた。質疑は以下の通り。

菊間主任：資料 2－4 の 2 ページの、「ブラックリスト 1」と「ブラックリスト 2」では、試買テストの結果に基づくフィードバックと理解しているが、具体的にどのような点が難しいのか。

鈴木構成員：単にリストに記載されているだけでは、商品との一対一の対応が難しいという点が課題であると認識している。特に「ブラックリスト 2」に関しては、先ほど紹介があった事例にも見られたように、写真のみの情報で

は、どれが該当するのかを即座に判断するのが困難であると感じた。

金子氏 ：加えて、現在公開されているエクセルファイルは、これまでの結果すべての記載があり、すべての内容を最初から確認するのは非常に手間がかかっている状況である。

（３） その他

事務局より、追加意見がある場合は、７月４日（金）までに事務局までメールで提出すること、次回の作業班会合は、８月５日（火）１０時から開催する旨について連絡があった。

以上